

追加情報 1

1 「年末調整と法定調書」

2 「年末調整の事務手順」

■ 「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」への法人番号の記載について

平成 28 年分から「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」には、給与の支払者が法人である場合は給与の支払者の法人番号を記載します。給与の支払者が個人事業者である場合は、給与の支払者のマイナンバー（個人番号）を記載する必要はありません。

法人番号記入欄が盛り込まれた新様式が公表されました。

9 頁の様式はこちらの新様式となります。

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/h28_05.pdf

追加情報 2

2 「年末調整用申告書のチェックポイント」

4 「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」

5 「事例で見る年末調整から源泉徴収簿と源泉徴収票の作成例」

3 「住宅借入金等特別控除の適用がある人」

■ 「給与所得の源泉徴収票」の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」の記載について

1. 住宅借入金等特別控除可能額

（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため年末調整で控除しきれない控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」を記載します。

2. 住宅借入金等特別控除区分の「特定取得」

「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

3. 住宅借入金等年末残高

年末調整の際に2以上の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その住宅の取得等ごとに、「住宅借入金等年末残高」を記載します。

年末調整で（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用数が1である場合は、住宅借入金等年末残高の記載は必要がありません。

このため、本書の70ページ、71ページ、171ページ、172ページの住宅借入金等年末残高は空欄になります。

追加情報 3

2 「年末調整用申告書のチェックポイント」

4 「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」

■ 「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」への法人番号の記載について

平成 28 年分から「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」には、給与の支払者が法人である場合は給与の支払者の法人番号を記載します。

給与の支払者が個人事業者である場合は、給与の支払者のマイナンバー（個人番号）を記載する必要はありません。

なお、平成 25 年入居以前の場合の住宅借入金等特別控除申告書には「法人番号」欄はありませんので、余白に記載します。

平成 28 年 3 月 31 日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により、平成 28 年分以降の住宅借入金等特別控除申告書へのマイナンバー（個人番号）の記載は不要となりましたが、平成 26 年中に住宅の取得等をした場合には、個人番号欄を設けた住宅借入金等特別控除申告書が税務署から送付されています。

平成 26 年中に住宅の取得等をした人から提出された住宅借入金等特別控除申告書にマイナンバー（個人番号）が記載されていた場合は、マイナンバー（個人番号）をマスキングするなどの対応をすることになります。

本書の 73 ページ、76 ページの「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」には、給与の支払者の法人番号を記載することが必要になります。

追加情報 4

6 「インターネットを利用した法定調書の提出と電子納税」

2 「eLTAX を利用した給与支払報告書と総括表の提出」

■ 「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」の eLTAX での一括作成と提出について

平成 29 年 1 月から、地方税ポータルシステム（eLTAX）を利用して、税務署及び市区町村へ提出する「給与所得の源泉徴収票」と「給与支払報告書」を一括で作成と提出をすることが可能になります。

詳しくは、eLTAX ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）または国税庁ホームページで確認してください。